国会議員のみなさまへ。
冤罪被害者を救う最後の砦
再審制度を拡充させ、司法への信頼を取り戻しましょう。

国会議員のみなさま。公正で信頼される国政への不断のご尽力に、敬意を表します。

私たちは、冤罪の被害者救済と、司法制度改革を目指している市民グループです。

本年６月、裁判のやり直し決定が出された鹿児島の大崎事件、数日中にも決定が出される名張毒ぶどう酒事件、確定死刑囚に再審開始決定が出された袴田事件など、裁判所が確定判決の誤りを認め、再審開始を決定したケースが相次いでいます。罪もない人が処罰され、人生を台無しにされる冤罪は、司法制度そのものへの国民の信頼を裏切るものであり、絶対に根絶しなければなりません。

しかし、再審は、そのための最後の砦でありながら、法制度として多くの不備が指摘され続けています。

ことに次の２点は、再審制度がかかえる矛盾を、色濃く反映しており、緊急の立法措置による改革が必要です。

再審請求審における全証拠の開示

多くの再審事件で、最終的に無罪を確定させる力となった証拠が、検察によって長年開示されず、そのため、再審が異常に長引き、また無罪をいいわたすべき証拠が隠されたまま有罪が維持される悲劇が多発しています。

証拠開示制度は､通常審では公判前整理手続きにともなって一定の前進がありましたが、再審においてはいっさい規定がなく、検察は証拠を隠し放題であり、裁判所もそれに対して無力です。検察に全証拠を開示させる制度的保証の立法事実は、緊要なものです。

再審開始決定に対する検察官の上訴（即時抗告、異議申立など）の制限

再審開始決定に対し、検察官が即時抗告、特別抗告などの対抗措置をとるため、再審開始が数年にわたって遅延することが当たり前のように行われています。無辜の救済のための緊急措置という再審の性格に照らしても、検察官の異議申立は趣旨に反するものです。これを禁止ないし制限を付すなどの立法措置が必要です。

私たちは、本年 11 月 9 日、市民・弁護士・冤罪被害当事者による「くり返すな冤罪！市民集会」を成功裏に開催し、その場において別紙のとおりの集会アピールを決議しました。そのアピールにもとづき、ことに上記２点についての立法措置を急ぐため、立法府としての力を発揮していただくことを切実に願っています。私たち市民も、再審制度を拡充し、無辜が処罰されることのない当たり前の正義を実現するためにみなさまと力を合わせたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

２０１７年１２月７日

くり返すな冤罪！市民集会実行委員会
〒113－8463　東京都文京区湯島 2－4－4　平和と労働センター5 階
日本国民救援会中央本部内　担当＝瑞慶覧（ずけらん）まで
☎　０３－５８４２－５８４２　ＦＡＸ　０３－５８４２－５８４０